

---

# 認可地縁団体の手引き

---



令和6年4月

山形市総務部広報課

## 目次

---

### 1 認可地縁団体とは

- (1) 地縁による団体 … p. 1
- (2) 認可地縁団体 … p. 1

### 2 認可申請の手続き

- (1) 対象となる団体 … p. 2
- (2) 認可の要件 … p. 2
- (3) 申請から認可までの流れ … p. 3
- (4) 認可申請に必要な書類 … p. 4

### 3 認可を受けた後の手続き

- (1) 告示事項の変更手続き … p. 6
- (2) 規約の変更手続き … p. 6
- (3) 総会の開催 … p. 6
- (4) 地縁団体認可証明書 … p. 7
- (5) 認可地縁団体の印鑑登録 … p. 7
- (6) 認可地縁団体の税金の取扱い … p. 7

### 4 認可地縁団体の解散・認可の取り消し

- (1) 解散 … p. 8
- (2) 認可の取り消し … p. 8

### 5 認可地縁団体が所有する不動産登記に係る特例

- (1) 特例について … p. 9
- (2) 特例を受けるための要件 … p. 9
- (3) 申請の流れ … p. 10
- (4) 申請に必要な書類 … p. 11

### 6 生産森林組合から認可地縁団体への組織変更

- (1) 認可地縁団体への組織変更 … p. 13
- (2) 組織変更の手続き … p. 13

### 7 様式集・書類の作成例

… p. 14

# Ⅰ 認可地縁団体とは

## (Ⅰ) 地縁による団体

「地縁による団体」とは、地方自治法第260条の2第1項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

町内会・自治会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体は、「地縁による団体」であると考えられます。

町内会・自治会 = 「地縁による団体」

## (2) 認可地縁団体

従来、地縁による団体は、法人格のない「権利能力なき社団」として位置付けられ、団体名義での不動産登記をすることができませんでした。そのため、団体の財産でありながら、代表者個人の名義や、複数住民の共有名義による登記を行っていましたが、名義人の住所変更や死亡等により、資産管理の面で、問題が生じていました。

こうした問題に対応するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市町村の認可を受けることで法人格を取得できるようになりました。

このように、市町村の認可を受けて法人格を取得した地縁による団体を、「認可地縁団体」と言います。

認可を受けることで、不動産等の権利関係を巡る不安が解消され、町内会・自治会活動の基盤である保有財産の維持管理の安定化により、円滑な運営ができるようになります。

地縁による団体 → 認可申請 → 市の認可 → 認可地縁団体（法人化）

## 2 認可申請の手続き

### (1) 対象となる団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された「地縁による団体」

#### ※認可の申請ができない団体

特定の目的の活動だけを行うスポーツや趣味の同好会、環境保全団体等や、住所以外に年齢や性別の要件がある老人クラブや婦人会などは、認可の申請をすることができません。

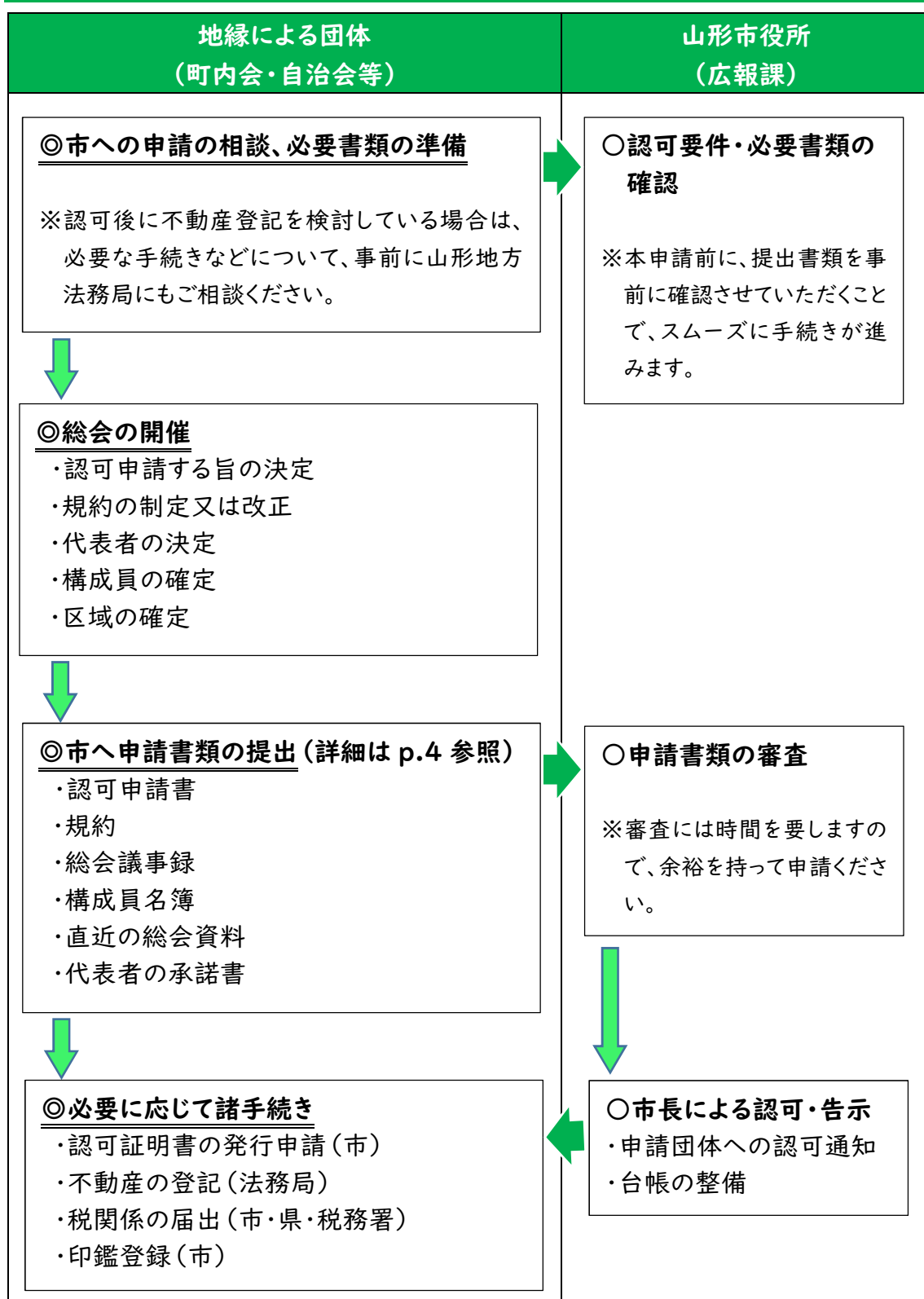
#### ※不動産の保有について

従来、地縁団体が不動産を保有している又は保有する予定であることが認可申請の前提となっていました。令和3年11月の法改正により、不動産の保有の有無に関わらず、認可を受けることができるようになりました。

### (2) 認可の要件

| 項目    | 要件                                                                                                                                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 目的  | その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。                                         |
| ② 区域  | その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。                                                                                               |
| ③ 構成員 | その区域に住所を有するすべての <u>個人</u> は、構成員になることができるものとし、 <u>相当数の者</u> が現に構成員となっていること。<br><br>※「相当数の者」は、区域内の住民の過半数を指します。                      |
| ④ 規約  | 規約を定めていること。規約には以下の事項を定める必要があります。<br><br>①目的<br>②名称<br>③区域<br>④主たる事務所の所在地<br>⑤構成員の資格に関する事項<br>⑥代表者に関する事項<br>⑦会議に関する事項<br>⑧資産に関する事項 |

### (3) 申請からの認可までの流れ



告示により認可地縁団体(法人格取得)となります。法人設立登記は不要です。

#### (4) 認可申請に必要な書類

##### ① 認可申請書

様式は p.15 に記載

##### ② 規約

p.17 のモデル規約を参考に作成してください。

規約には、地方自治法第260条の2第3項により以下の事項を記載する必要があります。

| 項目           | 要件                                                                       |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 目的           | 特定の活動だけでなく、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的である旨を記載する必要があります。           |
| 名称           | 「〇〇町内会」「△△自治会」など、これまで使用してきた名称で構いません。                                     |
| 区域           | 活動の基盤となる区域を定めます。その区域が、住民にとって客観的に明らかなものであり、安定的に存在している必要があります。             |
| 事務所の所在地      | 主たる事務所1か所を、所在地として定めます。「〇〇集会所に置く」や、「会長宅に置く」などでも構いません。                     |
| 構成員の資格に関する事項 | 区域内に住所を有する個人すべてが、構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけないことを、必ず定めます。 |
| 代表者に関する事項    | 代表者の選出方法、任期、権限、職務、代表者に委任する事項等を明記します。                                     |
| 会議に関する事項     | 通常総会・臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記します。                                          |
| 資産に関する事項     | 資産の構成、管理・処分の方法を明記します。                                                    |

### **③ 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類**

認可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認します（総会議事録の写し又は抄本）。

※作成例は p.22 に記載

### **④ 構成員名簿**

構成員の住所・氏名を記載した名簿を提出してください。

※作成例は p.23 に記載

### **⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を行っていることを記載した書類（直近の総会資料）**

総会資料の事業報告等により「地域的な共同活動を現に行っていること」を確認します。

### **⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（承諾書）**

申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書を提出ください。

※様式は p.24 に記載。

## 3 認可を受けた後の手続き

### (1) 告示事項の変更手続き

代表者、主たる事務所、区域、団体の目的に変更があった場合は、市への届け出が必要です（地方自治法 260 条の2第11項、施行規則20条）。

【提出書類】（p.26～p.29 に様式及び記入例を掲載）

- ・告示事項変更届出書
- ・承諾書（代表者変更の場合）
- ・総会議事録の写し

### (2) 規約の変更手続き

規約の内容を変更する場合は、総会における議決後、市への認可申請が必要となります。

なお、規約のうち、団体の名称、区域、事務所の所在地、規約に定める目的を変更した場合は、告示事項変更の手続きも併せて行う必要があります。

※規約の変更は、総会において、総構成員の4分の3以上の同意が必要です。

※変更後の規約の効力発生日は、市の規約変更認可を受けた日となります。

【提出書類】（p.30～p.33 に様式及び記入例を掲載）

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・総会議事録の写し

### (3) 総会の開催

認可地縁団体は、少なくとも毎年1回、通常総会を開催する必要があります。

#### ※総会の表決権について

認可地縁団体の会員は、1名につき1箇の表決権を有します。

そのため、1世帯につき1箇として扱うことは認められません。

しかし、会員数が多い団体の場合、全会員が一堂に会するのは現実的ではありません。その場合、委任状により事前に他の会員に委任するなどにより議決を行う必要があります。

なお、規約に定めがあれば、書面又は電磁的方法（パソコンなどのデジタル機器を使用した方法）により表決を行うことも可能です。

#### (4) 地縁団体認可証明書

市では、認可地縁団体の請求に基づき、地縁団体認可証明書（地縁団体台帳の写し）を発行しています。

発行には、1部当たり手数料300円がかかります。なお、即日交付ができませんので、余裕を持って請求くださるようお願いいたします。

※証明書交付請求書の様式は、p.34 に掲載。

#### (5) 認可地縁団体の印鑑登録

不動産登記を行う場合など、印鑑登録をした印鑑が必要です。手続きは、市役所1階3番窓口（市民課 内線 352）にてお願いいたします。

なお、代表者が変わった場合は、印鑑登録の情報が抹消されますので、再度登録する必要があります。

##### 【持ち物】

- ・登録する印鑑
- ・代表者個人の実印（山形市に登録している印鑑）
- ・代表者の身分証明書（運転免許証など）

#### (6) 認可地縁団体の税金の取扱い

認可地縁団体における税金の取扱いは、収益事業の有無や所有不動産により異なります。詳しくは、各問合せ先にてご確認ください。

| 税の種類 |        | 問合せ先                                                     |
|------|--------|----------------------------------------------------------|
| 市税   | 法人市民税  | 山形市役所 市民税課<br>山形市旅籠町2-5-35（641-1212（内線 311））             |
|      | 固定資産税  | 山形市役所 資産税課<br>山形市旅籠町2-5-35（641-1212（内線 315））             |
| 県税   | 法人県民税  | 山形県村山総合支庁 課税課<br>山形市鉄砲町2-19-68（621-8124）<br>//（621-8123） |
|      | 法人事業税  |                                                          |
|      | 不動産取得税 |                                                          |
| 国税   | 法人税    | 山形税務署<br>山形市大手町 1-23（023-622-1611）                       |
|      | 登録免許税  |                                                          |

## 4 認可地縁団体の解散・認可の取り消し

---

### (1) 解散

---

認可地縁団体は、次の事由のいずれかにより、解散します。

#### 【解散事由】

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可の取り消し
- ④ 総会の決議

※総構成員の4分の3以上の賛成が必要です。

- ⑤ 構成員が欠けたこと

### (2) 認可の取り消し

---

市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたとき、認可を取り消すことができます。

## 5 認可地縁団体が所有する不動産登記に係る特例

---

### (1) 特例について

---

平成27年4月1日に施行された地方自治法の一部改正により、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人やその相続人のすべて又は一部の所在が知れない場合に、所定の手続きを経ることで、認可地縁団体を登記名義人とする不動産の所有権の保存又は移転の登記申請を行うことができるようになりました。

### (2) 特例を受けるための要件

---

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平然かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

### (3) 申請の流れ

#### ◎市への申請の相談、必要書類の準備



登記事項証明書等を確認し、所在が判明している登記関係者から、団体名義への変更について、同意を得てください。

#### ◎総会の開催



総会で特例適用を申請する旨の議決を得てください。

#### ◎申請書類の提出（市へ）



必要書類は、次のページを参照ください。

#### ◎公告（3ヶ月以上）



要件を満たしている場合、以下の事項について3ヶ月間公告を行います。

- ・認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地
- ・申請不動産に関する事項
- ・申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることのできる者の範囲は、登記関係者等である旨
- ・異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

#### ◎公告結果の情報提供



- ・異議がなかった場合  
→登記関係者の承諾があったものとみなし、異議の申し出がなかった旨の公告結果の情報提供をします。
- ・異議があった場合  
→市は、異議を述べた者の資格要件を確認し、資格が認められれば、特例制度に関する手続きは中止となります。異議を述べた登記関係者の氏名や住所、異議を述べた理由等を申請団体へ通知しますので、申請団体は、異議を述べたものと協議を行ってください。

#### ◎移転登記の手続き（法務局へ）

市からの情報提供の通知及びその他必要書類を法務局へ提出し、必要な手続きを行ってください。

#### (4) 申請に必要な書類

##### ① 所有不動産の移転登記等に係る公告申請書

様式は p.36 に記載

##### ② 申請不動産の登記事項証明書

山形地方法務局で取得してください。

##### ③ 総会議事録の写し

認可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認します（総会議事録の抄本）。

##### ④ 申請者が代表者であることを称する書類

申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書を提出ください。

※様式はp.24 に記載

##### ⑤ 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに 足りる資料

特例を受けるための4つの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料を作成する必要があります。

###### 《要件1》

当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

###### 《要件2》

当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平然かつ公然と占有していること。

###### ＜資料の例＞

※これらの資料は、申請時点のものと10年以上前のものが必要です。

##### ① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

##### ② ①のほか

- ・公共料金の支払領収証
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

### ③②の資料が入手困難な場合

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

### ④上記②の資料が入手困難な理由書(③の場合)

#### 《要件3》

当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

#### <資料の例>

##### ①下記の書類

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者名簿(申請不動産が墓地である場合) 等

##### ②上記①の入手が困難な場合

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

#### 《要件4》

当該不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れないこと。

#### <資料の例>

- ・市長が、山形市に登記関係者の「住民票」及び「住民上の除票」が存在しないことを証明した書面(不在住証明書)
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知れない旨の証言を記載した書面

※なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、少なくとも一人について疎明資料を添付すれば要件を満たします。ただし、この場合、所在が判明しているおつき関係者から、特例制度の申請を行うことについて同意を得ておくことが望ましいとされています。

## 6 生産森林組合から認可地縁団体への組織変更

---

### (1) 認可地縁団体への組織変更

---

組合の高齢化等により、活動が難しくなり、組合自ら森林の経営事業を行う体制を維持できなくなっているなどの状況から、このような組合については、組合所有の森林を引き続き保有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態への意向を望む場合には、組合員の意向を尊重しつつ、組合の運営状況や所有森林等の実態を踏まえ、森林組合法第100条の19ほか関係規定に基づき、認可地縁団体へ組織変更することができます。

### (2) 組織変更の手続き

---

森林組合法に基づく組織変更の手続きは、山形県村山総合支庁森林整備課が所管となりますので、ご相談ください。なお、申請予定の状況を把握するため、山形市広報課及び森林整備課にもご連絡くださるようお願いいたします。

## 7 様式集・書類の作成例

---

### (1) 認可申請関係

- ① 認可申請書 … p.15
- ② (例)モデル規約 … p.17
- ③ 総会議事録(抄本) … p.22
- ④ 構成員名簿 … p.23
- ⑤ 代表者承諾書 … p.24

### (2) 告示事項変更関係

- ① 告示事項変更届出書 … p.26
- ② 総会議事録(抄本) … p.28
- ③ 代表者承諾書(代表者変更時のみ) … p.29

### (3) 規約変更関係

- ① 規約変更認可申請書 … p.30
- ② (例)規約変更の内容及び理由を記載した書類 … p.32
- ③ 総会議事録(抄本) … p.33

### (4) 証明書関係

- 証明書交付請求書 … p.34

### (5) 所有する不動産登記に係る特例の申請関係

- 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 … p.36

年 月 日

(宛先)山形市長

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため  
認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていること  
を記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

## 記入例

令和●年 ●月 ●日

(宛先) 山形市長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 山形市○○町一丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 山形市○○町一丁目2番3号

## 認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

## 作成例

### <モデル規約>

### 〇〇町内会規約

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) . . . . .
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

##### (名称)

第2条 本会は、 会と称する。

##### (区域)

第3条 本会の区域は、山形市 番 号から 番 号までの区域とする。

##### (事務所)

第4条 本会の事務所は山形市 に置く。

《あるいは「会長宅に置く。」(集会所等の方が望ましい)》

#### 第2章 会員

##### (会員)

第5条 本会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

##### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

##### (入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

##### (退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人から に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

#### 第3章 役員

##### (役員の種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 人
- (3) その他の役員 人
- (4) 監事 人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、(会長があらかじめ指名した順序によって、) その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は○年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項、及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の一分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、この規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年 月 日に始まり 月 日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、山形市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から 年 月 日までとする。

## 総 会 議 事 録 （ 抄 本 ）

- 1 日時 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 \_\_\_\_時\_\_\_\_分開会・\_\_\_\_時\_\_\_\_分閉会
- 2 場所 山形市\_\_\_\_\_(〇〇集会所)
- 3 会員の出欠 \_\_\_\_\_会の総会員数 \_\_\_\_\_人  
出席者（委任状による出席者も含む） \_\_\_\_\_人  
欠席者 \_\_\_\_\_人
- 4 総会に付した事項
  - (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請について
  - (2) \_\_\_\_\_会規約の改正について
  - (3) \_\_\_\_\_氏を本件認可申請にかかる会の代表者とするについて
  - (4) \_\_\_\_\_氏及び\_\_\_\_\_氏を議事録署名人に選任することについて
  - (5) \_\_\_\_\_会の構成員の確定について
- 5 総会の審議概要
  - (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の\_\_\_\_\_をもって可決した。
  - (2) \_\_\_\_\_会規約の改正については、出席者の\_\_\_\_\_をもって可決した。
  - (3) \_\_\_\_\_氏を本件認可申請にかかる会の代表者とするについて、出席者の\_\_\_\_\_をもって同意した。
  - (4) \_\_\_\_\_氏及び\_\_\_\_\_氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任した。
  - (5) 別紙添付の構成員名簿について、出席者全員をもって、\_\_\_\_\_会の構成員であることを、同意し確定した。

上記は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日開催の\_\_\_\_\_会の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

議 長 \_\_\_\_\_  
議事録署名人 \_\_\_\_\_  
議事録署名人 \_\_\_\_\_

## 構成員名簿

(団体名) ○○町内会

[illegible]

## 承 諾 書

私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項の規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和.....年.....月.....日開催の.....会総会の議決に従い、本件申請に関する.....会の代表者となることを承諾いたします。

令和.....年.....月.....日

住 所 山形市.....

氏 名 .....

記入例

承諾書

私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項の規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和〇年〇月〇日開催の 〇〇町内会 総会の議決に従い、本件申請に関する 〇〇町内会 の代表者となることを承諾いたします。

令和〇年〇月〇日

住 所 山形市〇〇町一丁目2番3号

氏 名 〇〇 〇〇

年 月 日

(宛先) 山形市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 山形市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 山形市

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

## 記入例

令和●年 ●月 ●日

(宛先) 山形市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 山形市○○町一丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 山形市○○町一丁目2番3号

## 告示事項変更届出書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

#### 1 変更があった事項及びその内容

- ・代表者の変更
- ・区域の変更 など

#### 2 変更の年月日

令和●年●月●日

#### 3 変更の理由

- ・役員の改選のため
- ・会員の転居のため など

## 総 会 議 事 録 （ 抄 本 ）

1 日時 年 月 日 時 分 開会・ 時 分 閉会

2 場所 山形市

3 会員の出欠 の総会員数 人

出席者（委任状による出席者も含む） 人

欠席者 人

4 総会に付した事項

(1) 会の代表者の変更について

(2) 氏及び 氏を議事録署名人に選任することについて

5 総会の審議結果

(1) 会の代表者を 氏とすることについて、出席者の  
をもって同意した。

(2) 氏及び 氏を議事録署名人に選任することについて、  
出席者の をもって同意した。

上記は、 年 月 日開催の の総会議事録の  
抄本であることを証明する。

年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

## 承 諾 書

私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可を受けた  
地縁団体が同条第 1 1 項に基づく届出にあたり、令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日開催の総会の  
議決に従い、\_\_\_\_\_の代表者となることを承諾いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日

(宛先) 山形市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所  
氏 名

住 所

## 規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

令和●年 ●月 ●日

(宛先) 山形市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 ○○町内会

所在地 山形市○○町一丁目1番1号

代表者の氏名及び住所  
氏 名 ○○ ○○

住 所 山形市○○町一丁目2番3号

## 規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

「規約変更の内容及び理由を記載した書類」

●●●町内会規約改正について

Ⅰ 規約改正の内容

<旧>

第〇〇条

事務所は、山形市●●●△△△番地に置く。

<新>

第〇〇条

事務所は、会長宅に置く。

Ⅱ 規約改正の理由

事務所を会長宅に置くことと規定していたが、認可から□□年以上経過し、数度の代表者変更を経たことにより、実情に合わなくなった。

会長宅に置くこととした方がより実情に合うため。

## 総 会 議 事 録 （ 抄 本 ）

- 1 日時 令和 年 月 日 時 分 開会・ 時 分 閉会
- 2 場所 山形市
- 3 会員の出欠 の総会員数 人  
出席者（委任状による出席者も含む） 人  
欠席者 人
- 4 総会に付した事項  
（１） 会規約の改正について  
（２） 氏及び 氏を議事録署名人に選任  
することについて
- 5 総会の審議結果  
（１） 会規約を改正することについて、  
総会員数のうちをもって同意した。  
（２） 氏及び 氏を議事録署名人に選  
任することについて、出席者のをもって同意した。

上記は、令和 年 月 日開催の の総会議事録  
の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日

議 長  
議事録署名人  
議事録署名人

年 月 日

(宛先) 山形市長

請求者 住 所  
氏 名

## 証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、下記の団体に関する告示された事項の証明書を請求します。

記

- 1 団体名
- 2 事務所の所在地
- 3 必要部数

## 記入例

令和●年 ●月 ●日

(宛先) 山形市長

請求者 住 所 山形市●●町Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ  
氏 名 ○○ ○○

## 証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、下記の団体に関する告示された事項の証明書を請求します。

### 記

1 団体名  
●●●町内会

2 事務所の所在地  
山形市●●町一丁目2番3

3 必要部数  
Ⅰ部

認可している地縁団体の正式名称及び事務所の所在地を記入してください。

必要に応じて、広報課に事前に確認をお願いします。

1部につき、手数料300円が必要です。

年 月 日

(宛先) 山形市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

#### 記

##### ○ 申請不動産に関する事項

###### ・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
|     |         |       |

###### ・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|-----|-------|
|     |     |       |

###### ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

#### (別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をするに  
ついて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

## 記入例

令和●年 ●月 ●日

(宛先) 山形市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 山形市○○町一丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 山形市○○町一丁目2番3号

### 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

#### 記

##### ○ 申請不動産に関する事項

###### ・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
|     |         |       |

###### ・土地

| 地 目 | 面 積                   | 所 在 地          |
|-----|-----------------------|----------------|
| 宅地  | 100.00 m <sup>2</sup> | 山形市○○町一丁目1番10号 |

###### ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 ●● ●● ほか10名

住 所 山形市○○町一丁目2番10号 ほか

##### (別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をするに  
ついて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

**【担当】**

**山形市 総務部 広報課 地域振興係**

**TEL:023-641-1212(内線230,231)**

**FAX:023-641-2535**

**MAIL:[kouhou@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:kouhou@city.yamagata-yamagata.lg.jp)**